

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
<p>地方独立行政法人 大阪府立病院機構</p>	<p>精神医療センターの清掃業務については、業務受託者が、作業の実施状況を記載した日常業務実施報告書を作成し、業務委託者が実地又は書面による検査をすることとされている。 しかし、日常業務報告書の検査状況を抽出で確認したところ、実施状況の記載が不完全なものを受領し、検査したとしている日があった。</p> <table border="1" data-bbox="492 741 1210 1062"> <tr> <td>契約の内容</td> <td>精神医療センターの清掃業務</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>98,280,000円</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成26年11月1日から 平成29年10月31日まで</td> </tr> <tr> <td>清掃実施日</td> <td>平成26年12月19日</td> </tr> <tr> <td>実施状況記載の状況</td> <td>1日に1回実施すべき169箇所の実施欄のうち実施の記載が2欄のみ</td> </tr> </table>	契約の内容	精神医療センターの清掃業務	契約金額	98,280,000円	契約期間	平成26年11月1日から 平成29年10月31日まで	清掃実施日	平成26年12月19日	実施状況記載の状況	1日に1回実施すべき169箇所の実施欄のうち実施の記載が2欄のみ	<p>契約の履行確認や検査のルール等について、周知徹底を図り適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立精神医療センターの清掃業務業務別仕様書】</p> <p>10(2) 業務実施報告書の提出等 ア 日常的に実施する業務（以下「日常業務」という。）の報告 業務責任者は、業務終了後直ちに、作業の実施状況を記載した日常業務実施報告書を作成し、甲の業務担当者に提出し、実地又は書面による検査を受けなければならない。</p> <p>(3) 業務の再点検及び手直し 乙は、甲から業務上の不備の指摘があったときは、業務を再点検したうえで手直し、従事者の再教育及び交代等の必要な措置を講じ、甲に報告しなければならない。</p> </div>	<p>精神医療センターの清掃業務については、平成28年3月に、清掃業務委託担当職員に対して契約事務に係る契約の履行確認や検査のルールについて周知徹底を図るとともに、清掃業務委託担当職員より清掃業者に対し、日常業務実施報告書を正しく記載するよう指示した。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>
契約の内容	精神医療センターの清掃業務												
契約金額	98,280,000円												
契約期間	平成26年11月1日から 平成29年10月31日まで												
清掃実施日	平成26年12月19日												
実施状況記載の状況	1日に1回実施すべき169箇所の実施欄のうち実施の記載が2欄のみ												

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月18日、事務局：平成27年11月16日から同月20日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
地方独立行政 法人 大阪府立病院 機構	<p>呼吸器・アレルギー医療センターの清掃業務について、日々提出が求められる日常業務の実施報告書を週に1回まとめて受けていた。また、定期業務実施報告書についてその提出を受けていなかった。そのため、当該検査が実施されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="457 667 1092 783"> <tr> <td>契約金額</td> <td>164,160,000円</td> </tr> <tr> <td>履行期間</td> <td>平成26年11月1日から 平成29年10月3日まで</td> </tr> </table> <p>また、呼吸器・アレルギー医療センターの患者案内表示システム及び自動再来受付機物品賃貸借契約において、毎月行う定期点検に係る完了届の提出を受けていなかった。そのため、当該検査が実施されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="457 1083 1092 1199"> <tr> <td>契約金額</td> <td>31,701,600円</td> </tr> <tr> <td>履行期間</td> <td>平成23年10月1日から 平成27年12月31日まで</td> </tr> </table>	契約金額	164,160,000円	履行期間	平成26年11月1日から 平成29年10月3日まで	契約金額	31,701,600円	履行期間	平成23年10月1日から 平成27年12月31日まで	<p>契約の履行確認や検査のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターの清掃業務 業務別仕様書】</p> <p>4(2) 業務実施報告書の提出等</p> <p>ア 日常業務の報告 業務責任者は、業務終了後直ちに、作業の実施状況を記載した日常業務実施報告書を作成し、発注者の施設管理担当者に提出し、実地又は書面による検査を受けなければならない。</p> <p>イ 定期業務の報告 受注者は、業務終了後直ちに、作業の実施状況を記載した定期業務実施報告書を作成し、発注者の施設管理担当者に提出し、実地又は書面による検査を受けなければならない。</p> <p>【地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立呼吸器・アレルギー医療センターの患者案内表示システム及び自動再来受付機 物品賃貸借契約書】 (定期点検)</p> <p>第6条 乙は賃貸借物品の設置完了後、毎月定期点検を行い、常に最良の状態を保ち、又、定期点検完了の都度、定期点検完了届に甲の確認を得て甲に提出するものとする。</p> <p>2 保守点検の結果、不備のある時は、同等の賃貸借物品と交換するものとする。</p>	<p>呼吸器・アレルギー医療センターの清掃業務については、平成27年12月に、清掃業務委託担当職員に対し契約の履行確認や検査のルールについて周知徹底するとともに、清掃業務委託担当職員より、清掃業者に、日常業務実施報告書を日ごとに提出するよう通知した。</p> <p>また、定期業務実施報告書についても同様に、業務完了後速やかに提出するよう通知した。</p> <p>呼吸器・アレルギー医療センターの患者案内表示システム及び自動再来受付機の保守点検業務については、平成28年1月の契約更新時に、情報企画室職員及び機器貸借業者との間で新契約での履行確認や検査のルール等についての周知徹底を図った。</p> <p>なお、新規契約にて機器を更新して、平成28年1月からの保守点検は、年1回以上（障害発生時は随時）としている。</p>
契約金額	164,160,000円										
履行期間	平成26年11月1日から 平成29年10月3日まで										
契約金額	31,701,600円										
履行期間	平成23年10月1日から 平成27年12月31日まで										

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年1月18日、事務局：平成27年11月16日から同月20日まで）